

2023年9月

お客さま各位

岐阜商工信用組合

インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

これに伴い、岐阜商工信用組合は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせします。

また、当組合ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、ご通知いたします。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

岐阜商工信用組合：T1200005000981

2. 当組合のインボイス制度対応について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料等）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。

営業店窓口等に備え付けております「振込依頼書」につきましては、お客さまにお渡しする複写式の「手数料受取書」がインボイスの要件を満たすよう改訂を実施します。そのため、お客さまが現行の「振込依頼書」をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備え付けの新帳票をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(2) 自動振替でお支払いいただく手数料について

預金口座より自動振替の方式でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を作成のうえ交付いたします。

「通知書」の交付をご希望されるお客さまは、添付の「通知書発行申込書」をお取引店窓口にご提出いただく必要がございますので、お取引店の窓口にお申し出ください。

「通知書発行申込書」に対象となる預金科目、口座番号、取引対象期間（月単位）をご記入いただき、お取引店窓口にご提出いただいた後、約2週間程度で郵送または窓口にて「通知書」を交付いたします。なお、当面の間、定例発行はできませんので、ご依頼の都度、「通知書発行申込書」のご提出をお願いいたします。

「通知書」に掲載される主な手数料は以下のとおりです。一部の手数料は「通知書」に掲載されませんので、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

- ① しょうしんインターネットバンキングを利用した振込手数料
- ② しょうしんビジネスバンキングを利用した総合振込手数料、給与振込手数料

- ③ しょうしんビジネスバンキングの月額利用基本手数料
- ④ 口座振替手数料（データ伝送）
- ⑤ 貸金庫使用手数料
- ⑥ 残高証明書発行手数料（継続発行）など

（３）ＡＴＭでのお取引に係る手数料について

ＡＴＭでのお取引に係る手数料（ＡＴＭご利用手数料、ＡＴＭでの振込手数料）につきましては、「自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付義務が免除されておりますので、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

そのため、ＡＴＭから出力される「ご利用明細」等の様式は、インボイス制度に対応する改訂を実施いたしませんので、ご了承ください。

（４）しょうしんでんさいサービスに係る手数料について

毎月１日から月末日までの１ヵ月分を集計し、お取引のあった月毎に、手数料毎の件数、金額を記載した「ご利用手数料のお知らせ」をインボイス様式で発行します。

（５）当組合が交付している請求書について

振込等により当組合あてにお支払いいただく手数料のうち、当組合から郵送等で交付している請求書は、当組合の事業者登録番号、税率、税額を追加したインボイス様式で交付します。

（６）当組合に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当組合がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当組合が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当組合に対してインボイスの提出をお願いいたします。

以 上

